

# 農業経営安定対策をめぐる課題

## — 主業農家への直接支払の可能性 —

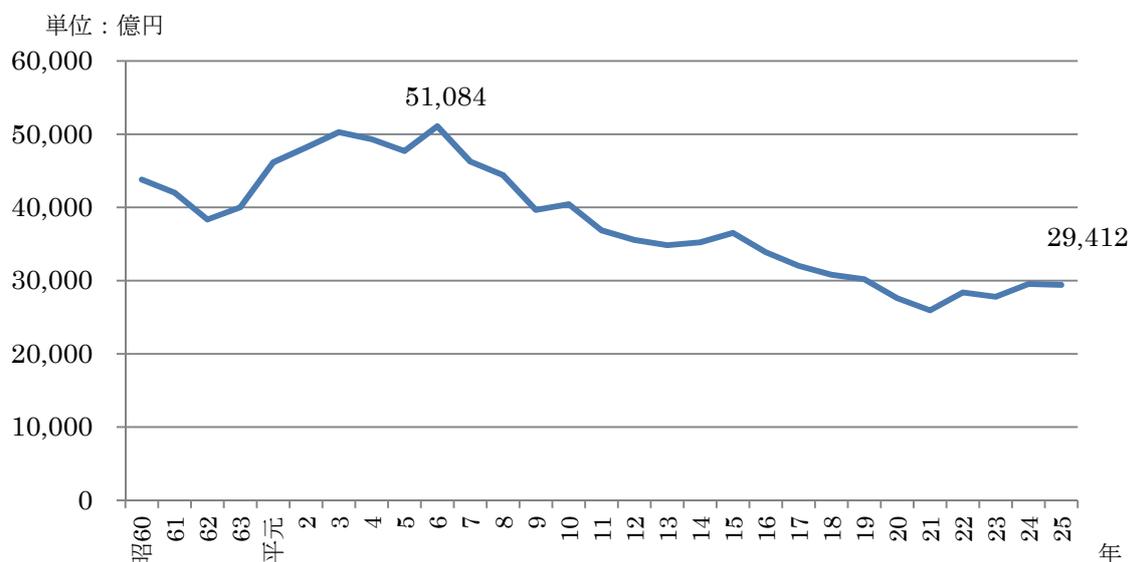
農林水産委員会調査室 稲熊 利和

### 1. はじめに

農業は、自然を相手に営まれる産業である。天候や病虫害等によって、収穫は大きく左右される。また、農産物の価格は、市場における供給と需要によって決まるが、流通において大手量販店が価格形成力を持つ市場構造の下で低迷を続けている。農家にとって、農産物の販売価格が生産費をカバーしていなければ生産を持続することはできないが、農産物の流通において、必ずしも労働費を含む生産費の確保は保証されていない。農業経営は、こうした厳しい条件の下で、辛うじて生産を維持しているのが実情である。もちろん、個々の農家を見れば、大きな農業所得を上げているケースも存在する。しかし、マクロの視点で見ると、収入から支出を差し引いた農業所得は、平成6年をピークとして低下傾向で推移している（図表1）。

過剰作付け等による農産物価格の低下や不作は、農業所得の減少をもたらし、農家経営は苦境に直面する。財政支出による、農家に対する経営安定対策がEUやアメリカ等の先進国で実施されているのは、農業生産におけるこうした事情を踏まえたものである。

図表1 生産農業所得の推移



(注)生産農業所得は、農業総産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む）を控除し、経常補助金等を加算したものである。

(出所)農林水産省「生産農業所得統計」より作成

## 2. 我が国における農業経営安定対策

### (1) 経営安定対策予算と輸入関税率

農産物には、様々な種類がある。我が国における主なものを列挙すれば、基幹作物である米、麦・大豆・てん菜・ばれいしょ・さとうきび等の畑作物、酪農・肉用牛・養豚・採卵鶏等の畜産物、野菜、果樹、茶、花き等がある。

米、麦、大豆、てん菜等は、水田又は畑地において生産される。効率的な生産を行うには広い土地が必要であり、これらの生産は土地利用型と称される。その対照を成すのは、労働集約型である。生産する上で必ずしも広い土地を必要としない。畜産、野菜、果樹等がこれに該当する。

平成 27 年度農林水産予算 2兆3,090 億円は、農地の集積・集約化、担い手の育成・確保、農林水産業の基盤整備、生産振興に係る各種補助金、食の安全対策、農山漁村の振興等を重点項目として編成されている。これらの予算の中で、広い意味で経営安定対策と考えられるものがある(図表2)。その総計は8,551億円に上るが、土地利用型に分類される部門の合計は6,485億円(全体の76%)となり、大きな部分を占めている。畜産関係の予算も1,830億円(同21%)と大きい。

野菜や果樹は、土地利用型や畜産関係に比べて予算額は小さい。予算額の大小は、我が国における農産物への輸入関税の高低と連動しているように見える。

土地利用型や畜産では、諸外国との間で生産条件等の格差が存在することから、米778%、小麦252%、粗糖305%、

図表2 平成27年度予算における農業経営安定対策

単位：億円

土地利用型	畑作物の直接支払交付金	2,072
	水田活用の直接支払交付金	2,770
	米の直接支払交付金	760
	収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)	802
	甘味資源作物生産者等支援安定化対策	81
	小計	6,485
畜産関係	加工原料乳生産者補給金	311
	国産乳製品供給安定対策事業	5
	肉用子牛生産者補給金	213
	肉用牛繁殖経営支援事業	159
	肉用牛肥育経営安定特別対策事業	869
	養豚経営安定対策事業	100
	鶏卵生産者経営安定対策事業	52
	配合飼料価格安定制度	122
小計	1,830	
野菜・果樹等	野菜価格安定対策事業	167
	果実等生産出荷安定対策事業	55
	茶支援関連対策	14
	小計	236
総計		8,551

(注) 畜産の合計額 1,830 億円は端数の関係で各事業等の合計額と一致していない。

(出所) 農林水産大臣官房予算課「平成27年度農林水産予算の概要(未定稿)」より作成

バター360%、牛肉 38.5%等、高い関税率が設定されている<sup>1</sup>。一方、野菜では、トマト3%、いちご6%、きゅうり3%、ねぎ3%、だいこん9%、キャベツ3%、たまねぎ8.5%等、概して関税率は低い。果樹も同様に、みかん17%、りんご17%、ぶどう17%<sup>2</sup>、梨4.8%、桃6%、柿10%、さくらんぼ8.5%等、比較的低い関税率となっている。野菜や果樹は、国際競争下でも生産の継続が可能な競争力を持つことを示している。

本稿では、土地利用型農業の経営安定対策を中心に述べることにしたい。なお、畜産については、固定払いである酪農の加工原料乳生産者補給金、生産費と収入の差額の不足払いである肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）事業や養豚経営安定対策事業等、畜種ごとに経営安定対策が設けられており、一定の機能を果たしている。

## （２）現行の対策

平成27年度予算では、土地利用型農業について、①畑作物の直接支払交付金、②水田活用の直接支払交付金、③米の直接支払交付金、④収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の四つの経営安定対策が計上されている。

③の米の直接支払交付金は、平成21年9月に成立した民主党政権の下で、22年度から米戸別所得補償モデル事業として開始された。米の生産に対し補助金を支出する制度は、我が国農政において初めてであった。24年12月、自公両党が政権に復帰した後も、同制度は、生産現場への影響を考慮し25年度はそのまま継続とされたが、自公政権の農政改革により、26年産から4年間交付金を半減して実施し、29年産をもって廃止することとなった。これは、高関税という十分な国境措置で守られている米に対して交付金を交付するのは、他産業の従事者や他の作物の生産者の納得を得られないとされたためである<sup>3</sup>。米の直接支払交付金の半減・廃止に伴い、飼料用米への支援を一層手厚くする等により、水田転作の推進と農家経営の安定を図ることとしている。

施策の対象者の範囲については、③の米の直接支払交付金は、米の生産数量目標に従って生産した販売農家<sup>4</sup>又は集落営農を対象者としており、自公政権の認定農業者<sup>5</sup>、集落営農、認定新規就農者<sup>6</sup>を対象者とする「経営所得安定対策」よりも広い。「経営所得安定対策」のうち、④の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の米について比較すると、平成27年度においてナラシ対策の加入申請件数は11万2,089件、加入申請面積は55万37haとなっている。これらは、米の直接支払交付金の申請件数84万1,243件の13%、同作付計画面積105万852haの52%となる。「経営所得安定対策」においては、経営耕地面積の規模要件が27年度から撤廃されたが、認定農業者という要件が残されており、加入者の範囲の

<sup>1</sup> 米、小麦、バター、粗糖の関税率は、従量税を従価税に換算した数値（1999年－2001年平均）で、農林水産省公表資料に基づく。

<sup>2</sup> ぶどうの関税率は、毎年3月1日から10月31日までに輸入される場合は17%、それ以外の時期は7.8%。

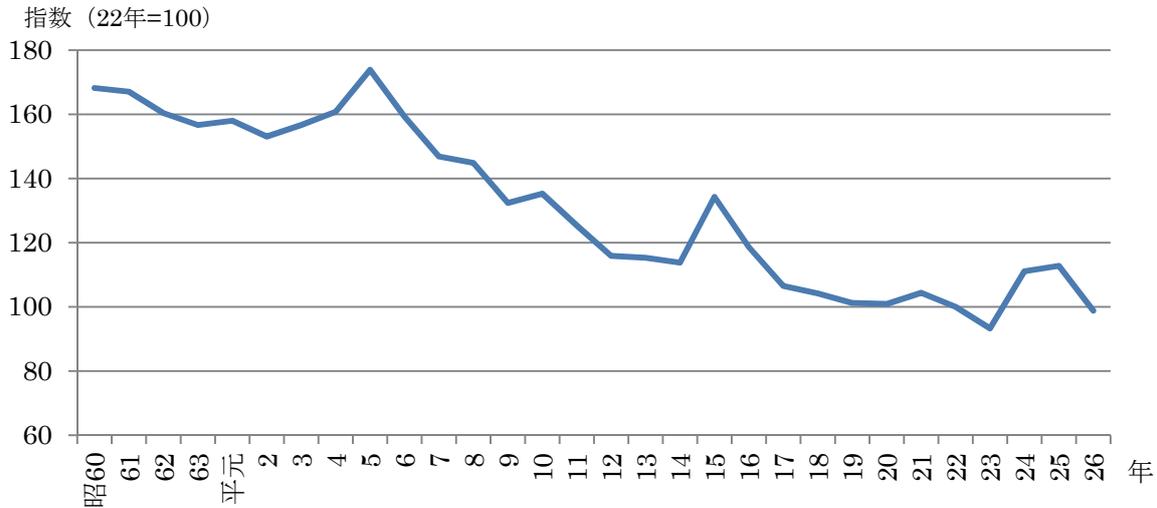
<sup>3</sup> 第186回国会衆議院農林水産委員会議録第8号27頁（平26.4.10）

<sup>4</sup> ここでいう販売農家とは、水稻共済加入者又は当然加入面積未達の者等については販売実績がある者をいう。

<sup>5</sup> 認定農業者とは、農業経営の目標に向けて経営の改善を進めようとする計画を作成し、市町村によって認定された者をいう。認定農業者に対しては、重点的に支援が行われる。

<sup>6</sup> 認定新規就農者とは、新たに農業経営を営もうとする青年（18歳以上45歳未満）等で、青年等就農計画を作成し、市町村の認定を受けた者をいう。

図表3 米の生産者価格指数の推移



(注1) 横軸の年次については、平成7年基準改定時に年度指数から暦年指数に変更。

(注2) 本統計は、農業経営体（農家）が販売する個々の農産物の生産者価格を指数化。

(出所) 農林水産省ホームページ「農産物価統計調査」〈<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noubukka/index.html>〉(平27.10.2最終アクセス)より作成

大きな違いを生み出している。

### (3) 大きく変動する米価

農産物価格の変動によって農業経営は大きな影響を受ける。その典型例が米である。

米価は、かつて政府によって統制されていた。しかし、食糧管理法は平成7年11月、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の施行に伴って廃止され、国が生産者米価及び消費者米価を決定する仕組みは終了した。以後、米価は、市場における需給によって決定されることとなった。

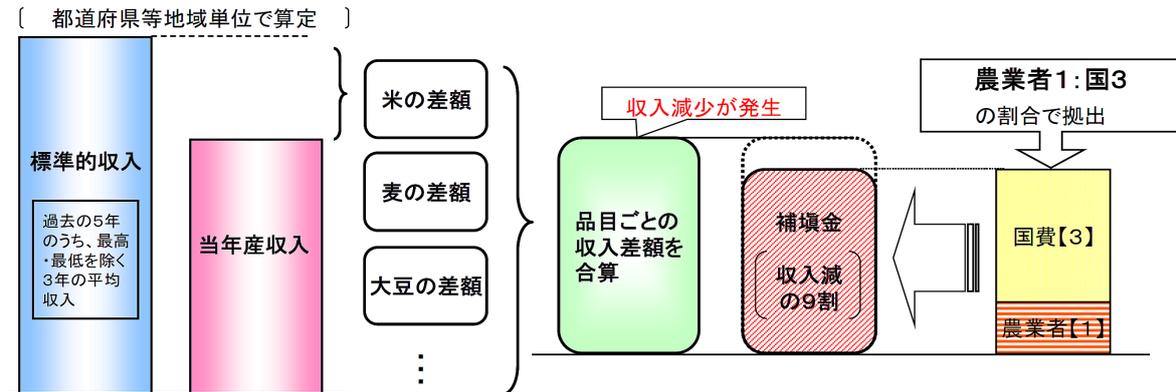
米の需給調整については、昭和46(1971)年から生産調整が本格的に実施されているが、食糧管理法の廃止後は、米流通の再編による価格決定権の川下への移動、豊作・過剰作付けによる米余り感等により、米価は低下傾向で推移している(図表3)。平成14年には、米政策改革大綱が策定され、16年産からは国が転作面積を配分する方式から生産数量を配分する方式に変更するとともに、19年産からは農業者・農業団体が主体的に需給調整を行うシステムに移行することとされた。生産調整が緩和されると過剰作付けが増え、米の在庫が積み上がることによって米価が大きく下落した<sup>7</sup>。

### (4) ナラシ対策の課題

米を始めとする農産物の価格下落に対するセーフティーネットとして、収入減少影響緩

<sup>7</sup> 米の相対取引価格(出荷業者と卸売業者等との間での価格)を見ると、平成24年産の16,501円/60kgから、25年産の14,341円/60kg(前年比86.9%)、26年産の12,002円/60kg(出回りから27年8月末までの平均価格。前年比83.7%)へと大きく下落した。

図表4 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）



(出所) 農林水産省ホームページ「平成 27 年度農林水産予算概算決定の概要」〈[http://www.maff.go.jp/j/budget/2015/pdf/10\\_27\\_kettei.pdf](http://www.maff.go.jp/j/budget/2015/pdf/10_27_kettei.pdf)〉(平 27. 9. 17 最終アクセス)

和対策（ナラシ対策）が用意されている<sup>8</sup>。これは、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの5作物を対象として、対象作物の収入額を合計した額が、過去5年中、中庸3年の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填する仕組みである。個々の品目ごとの収入差額ではなく、対象品目を合算しての収入差額に着目していることが特徴であり（図表4）、本制度が開始された平成19年度では、品目横断的経営安定対策と称されていた<sup>9</sup>。

現行のナラシ対策については、幾つかの課題が指摘されている。

第一に、収入減少が何年も続くと、基準となる標準的収入額が下がり、補填額が減少していくことである。これでは、セーフティーネットの機能を果たさないと指摘される。

第二に、制度的に20%までの収入減少しかカバーしていないことである<sup>10</sup>。米価は、25年産から26年産にかけて20%近く下落しており、銘柄によっては20%を超える下落も多数生じている<sup>11</sup>。

第三に、加入対象が認定農業者、集落営農、認定新規就農者とされていることである。稲作農家・経営体の合計は、101万戸（平成26年2月）である。認定農業者約23万経営体（26年3月）が全て加入したとしても、全稲作農家・経営体数の4分の1しかカバーしない。

政府は、現行のナラシ対策が有する課題を解決するため、収入保険制度の創設を目指すこととしており、平成26年度予算において収入保険制度検討調査費を計上し、仕組みの検

<sup>8</sup> 民主党政権の戸別所得補償制度では、米価変動補填交付金が設けられていた。これは、当年産の米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額を直接交付するもので、平成25年産まで存続した。

<sup>9</sup> 品目横断的経営安定対策は、当初、一定の規模以上の農業者と集落営農を対象としていたため、選別政策との批判が行われ、平成19年7月の参議院議員通常選挙において与党が大きく議席を減らしたことの要因となった。このため、同年12月に見直しが行われ、名称も「水田・畑作経営所得安定対策」に変更された。

<sup>10</sup> 農林水産省は、平成19年以降の7年間に於いて全国平均で収入額の減収額が20%を超えたことがないため、現行制度で実質的に対応できると答弁している。第187回国会衆議院農林水産委員会議録第3号3頁（平26.10.22）

<sup>11</sup> 26年産の相対取引価格は、27年4月には平均価格で前年比81.3%まで下落したが、銘柄によっては70%まで下落したものもあった。

討に着手した。

### 3. 検討中の収入保険制度の概要

現在検討中の収入保険制度は、農業経営全体に着目し、農産物の価格低下を含めた収入減少を補填する仕組みのもので、早ければ平成 29 年の通常国会に関連法案が提出される。これまでに明らかにされている収入保険制度の検討内容は、次のとおりである<sup>12</sup>。

#### (1) 対象者

経営管理を適切に行っている農業者（個人、法人）を対象者とする。青色申告を 5 年間継続していることとする（制度を適正に実施するためには、個人の農業者の収入を正確に把握する必要があり、青色申告により、日々の取引が正しく帳簿に記録され、関係書類が適切に保存されていることが必要）。

#### (2) 対象収入

農産物の販売収入全体を対象とする。加工は含まない。自ら加工する場合は、加工原料としての販売までを対象とする（コストの合理性の確認は難しいため、所得ではなく、収入を対象。加工については、農産物以外の原材料もあり、一般製造業とのバランスやチェック可能性を考慮し、対象外とする。事業化調査では、米、畑作物、野菜、果樹、花き、畜産物、きのこ等を対象として検証。事業化調査を踏まえ、保険制度として成り立つよう品目の範囲を検討）。

#### (3) 対象要因

農業者の経営努力では避けられない農業収入の減少を補填する。農業者の営農作業以外の懈怠・意図的な安売り等による収入減少については対象外とする。

#### (4) 収入の把握方法

農業者の申告による。農業者が農業収入額等を記載した書類を提出する。自己申告を基本とする。確認方法は、税務申告書類、その添付書類である決算書、保存義務のある帳簿、領収書等を用いて農業者の自己申告を確認する。

#### (5) 保険金の不正受給の防止策

農業者に災害等の損害発生時の通知や証拠の保存の義務を課す。保険者は必要があれば、現場調査等で確認する（重大な不正があった場合の加入禁止措置等を検討）。

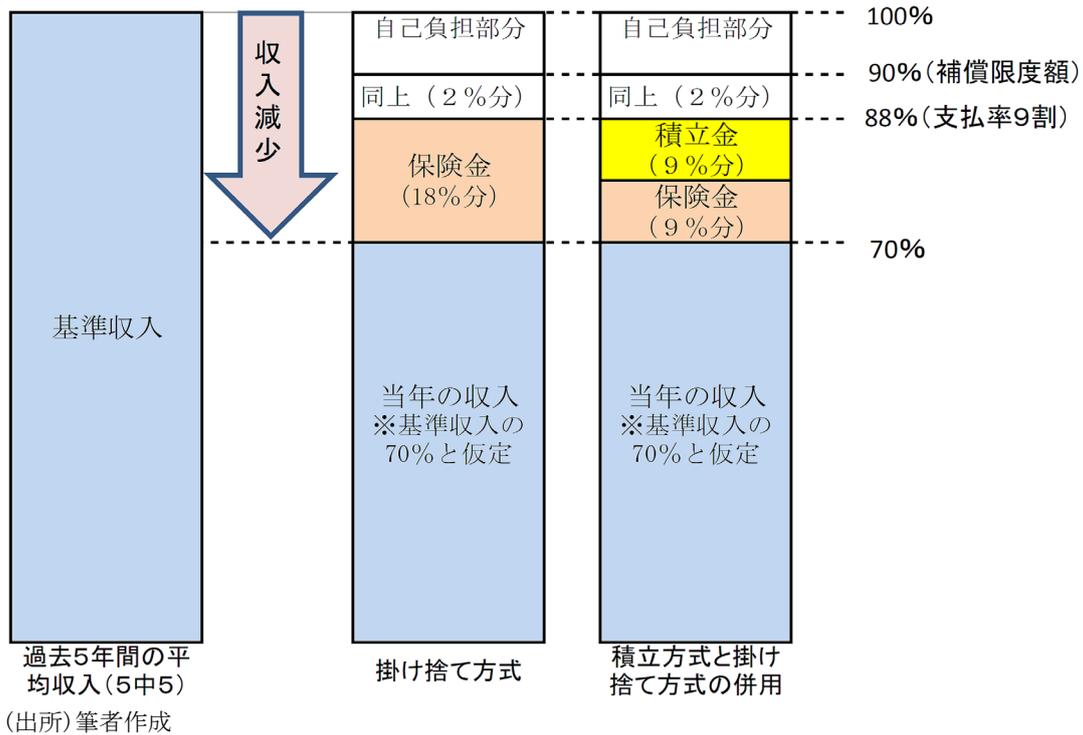
#### (6) 補償内容

##### ア 基準収入

---

<sup>12</sup> 以下の記述は、『農政と共済』第 1708 号（2015. 2. 3）2～4 頁による。

図表5 収入保険による補填のイメージ



農業者ごとの過去5年間の平均収入を基本とする。当年の営農計画の内容を加味して設定する。面積を拡大する場合や収入が増加傾向にある場合はそれを考慮する(5年中、中庸3年とする方法は、翌年の基準収入に影響しないなら収入を大幅に下げて保険金をもらおうとすることにつながる可能性があること等から採用しない)。

#### イ 補償限度額と補填金

基準収入に一定割合(9割で仮置き)を乗じて補償限度額を設定し、当年の収入が補償限度額を下回った場合は、下回った分に支払率(9割で仮置き)を乗じたものを補填。

#### ウ 掛け捨ての保険方式と積立方式

補填の方式は、掛け捨て方式で基準収入の9割以下(数字は仮置き)の部分をカバーする方式のほか、掛け捨て保険方式で基準収入の8割以下(数字は仮置き)の部分をカバーし、積立方式で基準収入の8割から9割の間(数字は仮置き)をカバーする方式を検討する(図表5)(減収部分をすべて保険方式で補填する方式のほか、漁業共済・積立ぶらす<sup>13</sup>と同様、大きな減収部分は掛け捨ての「保険方式」、軽微な減収部分は掛け捨てにならない「積立方式」で補填する方式も検討)。

#### (7) 保険料・積立金

加入する農業者は、保険料と積立金を負担する。保険料・積立金合計で、5%で仮置き。

<sup>13</sup> 漁業の資源管理・収入安定対策では、基準収入(個々の漁業者の直近の収入のうち、中庸3か年の平均値)から一定以上の減収が生じた場合、漁業共済(原則8割まで)と積立ぶらす(8割から原則9割まで)により減収を補填する。積立ぶらすの積立金は、漁業者1:国3の割合で負担する。

## (8) 加入・支払時期

### ア 収入算定の期間

1年間。個人は1月～12月。法人は事業年度。

### イ 保険加入

収入算定期間の開始前まで（個人は前年11月まで）。

### ウ 保険金支払

収入算定期間終了後の税申告後（個人は翌年3月～6月）。

＊

以上は、ナラシ対策が収入保険に移行するとの想定の下での検討であり、畑作物の直接支払交付金等の経営所得安定対策は継続する。品目の範囲は、まだ検討中であるが、野菜、果樹、畜産物が対象として検討されていることが目立っている。加入者の範囲については、特に限定されていない。認定農業者に限らず加入者の範囲を広く取ることは、農業生産は多様な農業者によって支えられていることに鑑みると、望ましいことである。補填金支払は、基準収入の9割と当年収入との差額に支払率9割を掛けたものとなっている。自己負担分があることは、保険料負担を抑える上でもやむを得ないであろう。

保険料・積立金合計で5%としている。現行のナラシ対策と同様に、国による保険料補助や積立金拠出を行うことが考えられるが、具体的な割合については触れていない。保険への加入促進を図り、制度を安定させるためには、国の補助により加入者負担を軽減することが必要である。国による補助をどの程度に設定するかは、重要なポイントとなる。

## 4. EU及びアメリカの農業政策

ここでEU及びアメリカにおける経営安定対策を概観しておきたい。

### (1) EUの2013年CAP改革

EUの共通農業政策（CAP—Common Agricultural Policy）は、1992年のCAP改革において価格支持政策を過去実績に基づく直接支払政策に切り替え、以後、直接支払と生産とのデカップリングの拡大等、数次にわたる改革を続けている。

直近の2013年のCAP改革は、二つの柱から成る。第一の柱は、直接支払と市場施策であり、第二の柱は、農村振興施策である<sup>14</sup>。2013年CAP改革では、直接支払の性格が大きく変わったことが特徴とされる。過去実績方式が原則として廃止され、改革の目玉としてグリーンング支払<sup>15</sup>が導入された（図表6）。

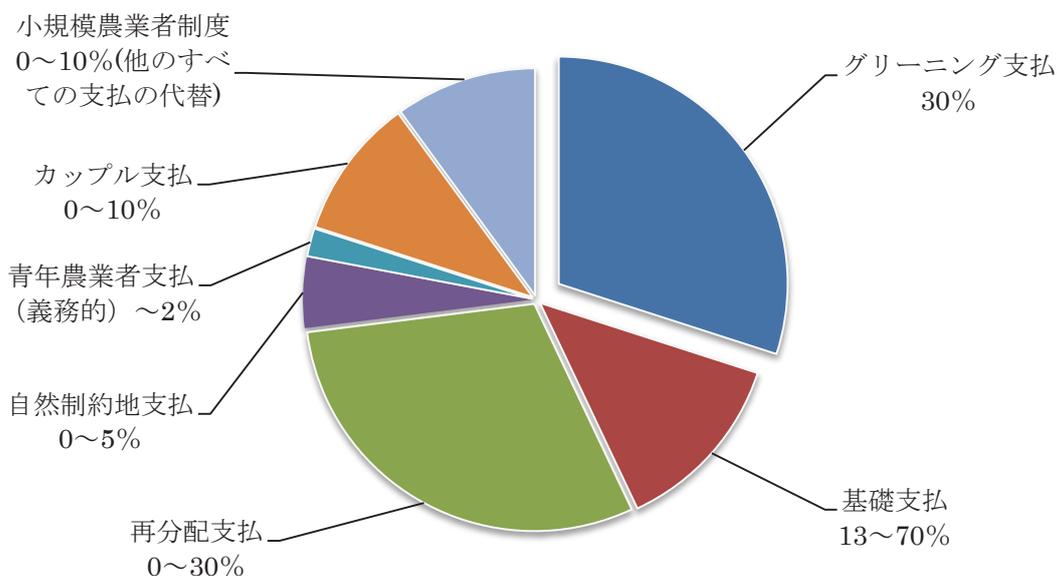
グリーンング支払では、農地利用について、①永年草地の維持、②環境重点用地の設定、③作物の多様化、の三つの要件が設けられた。グリーンング支払の導入により、CAPにおける環境保全は、第一段階のクロス・コンプライアンス<sup>16</sup>（規制）、第二段階のグリーニ

<sup>14</sup> 平澤明彦「2013年CAP改革の概要」『農村と都市をむすぶ』2015年1月号（第65巻第1号）48頁

<sup>15</sup> グリーンング支払の正式名称は「気候・環境に有益な取組に対する支払」である。

<sup>16</sup> EU農業政策におけるクロス・コンプライアンスとは、直接支払を受給するため、生産活動における一定の

図表6 新たな直接支払の種類別予算構成



(注) グリーニング支払と基礎支払以外の支払はいずれも最大の割合を図示した。またカップル支払は蛋白作物用の上乗せ(2%まで)特例分を含み、加盟国ごとの既往支払実績に応じた上乗せ枠を含まない。  
 (出所) 平澤明彦「EU共通農業政策(CAP)の2013年改革」『農林金融』第67巻第9号(2014.9)より作成

ング(義務)、第三段階の環境支払(任意)という三つの層に区分される。

2013年CAP改革は、2015年から実施されている。1992年のCAP改革以来、農業者の所得を支えながら、市場志向と多面的機能を強化する姿勢は基本的に維持されているが、多面的機能と公平性(加盟国間及び地域内)をより指向するものとなった。

なお、2013年CAP改革による農家受取額は、ドイツのバイエルン州では、50ha規模の経営で1ha当たりの直接支払の総額は358ユーロ(1ユーロ=135円とすると4万8,330円)、50haで1万7,900ユーロ(同241万6,500円)と推定されている<sup>17</sup>。

## (2) アメリカの2014年農業法

アメリカでは、2014年2月に2014年農業法が成立した。2014年農業法における新たな農業補助金制度の特徴は、①直接固定支払が廃止され、②農業者は、トウモロコシ、大豆、小麦、米等の作物ごとに収入ナラシ型の直接支払である収入補償(ARC-Agricultural Risk Coverage)か、価格損失補償(PLC-Price Loss Coverage)のいずれかを選択するとされたことである<sup>18</sup>。1996年農業法において創設された直接固定支払は、農産物の高値により穀作農業経営の好調が続いたため、経営収支と無関係な補助金受給として反発が

条件を満たすことを要件とすることをいう。

<sup>17</sup> 市田知子「ポスト2013年CAP改革とドイツでの実施の方向」『農村と都市をむすぶ』2015年2月号(第65巻第2号)57頁

<sup>18</sup> 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「第1章 米国(2014年米国農業法制定の経緯、2014年農業法の概要等)」『海外農業・貿易事情調査分析(米州)報告書』(農林水産省ホームページ公表資料)(2014年3月)19～26頁

強まり、廃止された。

収入補償（ARC）は保険ではない。郡ベースか個別農場ベースかを選択した上で、当年の作物収入額が基準収入額（最低と最高の年を除く過去5年の中庸年の平均）の86%を下回った場合に、その差額の支払が行われる。補償の幅は10%である。基準収入額の75%以下は、生産者が加入する保険でカバーすることが前提となっている。

価格損失補償（PLC）は、所定の目標価格と農場販売価格（いずれも一律）の差額を補填する不足払い型の直接支払である。対象面積は、過去実績による。加えて、価格損失補償（PLC）を選択した場合には、加入する農業保険の足切り部分に対して上乗せ保険金を支払うSCO（Supplemental Coverage Option）に加入できる。

以上のほか、アメリカでは、経営単位の収入保険であるAGR（Adjusted Gross Revenue）が保険会社により提供されている。AGRに対しては、政府から保険料補助（2013年の実績ベースで62%）と運営費補助（保険料の一定割合で、基本は18.5%）が行われてきた<sup>19</sup>。AGRは2014年で終了し、2015年からは新たな経営単位の収入保険であるWFRP（Whole-Farm Revenue Protection）が試験的に実施される。

## 5. 直接支払試論

経営安定対策は、EUでもアメリカでも農家に対する直接支払として行われている。また、アメリカでは、収入保険制度も設けられている。

EUでは、共通農業政策において、過去実績を基本に直接支払と生産とのデカップリング<sup>20</sup>を進めてきたが、2013年CAP改革では過去実績を離れ、農業の多面的機能を強化する面が強まった。アメリカでは、収入ナラシ型の収入補償（ARC）又は価格損失補償（PLC）として経営安定対策が行われている。

外国の制度を我が国に適用することは、気候、農作物の種類、農地の条件等の違いから慎重に検討すべきである。しかし、財政から農家への直接支払により、農家の経営安定を図ることは、EUもアメリカも共通している。直接支払の内容は、デカップリング、多面的機能重視、不足払い、固定払いと様々であるが、我が国でもいずれ経営安定対策において直接支払を拡大していくことは避けられないと考える。

関税撤廃が原則のTPP協定交渉は、平成27年10月5日、閣僚会合において大筋合意に至った。農産物では、米の特別輸入枠の新設、牛・豚肉の関税削減等が行われることとなった。関税削減等により輸入品が増え、農産物価格の低下等が懸念される。農家への直接支払は、こうした局面にあって国内農業生産を維持するための有力な手段となる。

民主党政権の戸別所得補償制度は、対象農家が広範囲であったためにバラマキとの批判にさらされた。兼業農家のように、農家所得の大部分を農業以外の産業や年金から得ている場合まで財政による支援を行うことについて、納税者の理解を得ることは難しい。この

<sup>19</sup> 吉井邦恒「アメリカの農業保険の最近の状況と2014年農業法」『月刊NOSA I』平成26年7月号34～35頁

<sup>20</sup> 農業政策では、生産が増えれば所得が増えるといった、生産と所得のカップルを切り離すことを意味する。

ため、支援は農業からの所得で生計を立てている農家に絞るべきとの主張があるが<sup>21</sup>、一考の価値がある。ここでは、「農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家」と定義される主業農家に対し、米の生産費と販売価格との差額を不足払いするために必要な予算を試算する。

2010年農業センサスによれば、全国の主業農家が稲を作付けた面積は49万3,816ha、その農家数は24万2,189戸であるので、1戸当たりの作付面積は2.04haとなる。2ha程度の規模では、10a当たりの生産費（全算入生産費）は、13万5,533円となる<sup>22</sup>。米価が著しく下落した26年産米では、相対価格（出荷業者と卸売業者との取引価格）は60kg当たり1万2,002円となっている<sup>23</sup>。ここから運賃、包装代、消費税に相当する額を約2千円とすれば、農家の手取り価格は、60kg当たり約1万円。これを26年産の10a当たり収量536kgで換算すると、10a当たりでは8万9,333円の手取り価格となる。これから生産費を差し引くと10a当たり4万6,200円の赤字である。主業農家全体の赤字を補填するには、主業農家の稲作付面積49万3,816haを掛け合わせた2,281億円が必要となる。

平成27年度予算には、米の直接支払交付金の760億円、米のみを対象とするものではないがナラシ対策の802億円の計1,562億円が米関係として計上されている。2,281億円との差額719億円を積み増せば、この低米価の下でも主業農家の経営に対する十分な支援となる。もちろん、米の輸入関税削減等によって米価の更なる下落が起きる、又は、生産調整廃止により米の作付面積が拡大すれば、必要な予算額は更に増えるが、主業農家を対象とする支援は、米についての経営安定対策を考える上での選択肢の一つであろう。

## 6. おわりに

農業経営安定対策の手法には、直接支払と保険制度がある。経営の岩盤対策としては、財政負担は大きいですが、生産費が確保される不足払いを直接支払により行うことが望ましい。それは、米のほか、畑作物、畜産、野菜、果樹等についても同様に言えることである。

食料生産をどこまで国内で確保し、どれほど輸入に頼るかは、議論があるところである。しかし、食料安全保障のため、国内における農業生産を一定程度確保することは、誰も異存がないであろう。

我が国の財政は、少子高齢化時代への突入により、ますます厳しい運営を余儀なくされると見込まれる。財政状況を考えると、農業経営安定対策において支援の対象を絞ることが必要であるが、その際、どこで支援の線引きを行うかの問題があり、常に難しい政治判断に直面する。それでも我が国農業において、主業農家を念頭に、担い手に対する支援を検討していくことは、避けて通れない課題である。

(いなぐま としかず)

<sup>21</sup> 山下一仁『日本農業は世界に勝てる』（日本経済新聞出版社、平成27年）283頁

<sup>22</sup> 10a当たりの全算入生産費は、1.0～2.0ha規模で144,248円、2.0～3.0ha規模で126,817円となっている。2ha規模の全算入生産費は、この両者の加重平均とした。

<sup>23</sup> 26年産米の出回りから翌27年8月末までの期間における平均価格。